

令和3年5月7日開会  
令和3年5月7日閉会  
(臨時第2回)

# うきは市議会会議録

うきは市議会



目 次  
第1号（5月7日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定について	4
議案上程	5
市長の提案理由説明	5
選挙第1号	6
議案第24号	7
議案第25号	12
議案第26号	17
議案第27号	26
議案第28号	31
議案第29号	32
議案第30号	34
閉 会	38
署 名	39

うきは市告示第94号

令和3年第2回うきは市議会臨時会を次のとおり招集する

令和3年4月26日

うきは市長 高木 典雄

記

- 1 期 日 令和3年5月7日（金）午前9時
- 2 場 所 うきは市議会議場

---

○開会日に応招した議員

組坂 公明君	野鶴 修君
竹永 茂美君	岩淵 和明君
鍵水 英一君	熊懷 和明君
佐藤 湛陽君	上野 恭子君
江藤 芳光君	伊藤 善康君
櫛川 正男君	佐藤 裕宣君
中野 義信君	

---

---

令和3年 第2回(臨時)うきは市議会会議録(第1日)

令和3年5月7日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和3年5月7日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案上程(選挙第1号 1件、議案第24号から議案第30号まで7件)
- 日程第4 市長の提案理由説明
- 日程第5 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第6 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度うきは市一般会計補正予算(第13号))
- 日程第7 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度うきは市一般会計補正予算(第1号))
- 日程第8 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて  
(うきは市税条例等の一部改正について)
- 日程第9 議案第27号 副市長の選任について
- 日程第10 議案第28号 監査委員の選任について
- 日程第11 議案第29号 公平委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第30号 教育委員会委員の任命について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案上程(選挙第1号 1件、議案第24号から議案第30号まで7件)
- 日程第4 市長の提案理由説明
- 日程第5 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

- 日程第6 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度うきは市一般会計補正予算(第13号))
- 日程第7 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度うきは市一般会計補正予算(第1号))
- 日程第8 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて  
(うきは市税条例等の一部改正について)
- 日程第9 議案第27号 副市長の選任について
- 日程第10 議案第28号 監査委員の選任について
- 日程第11 議案第29号 公平委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第30号 教育委員会委員の任命について

---

出席議員(13名)

2番 組坂 公明君	3番 野鶴 修君
4番 竹永 茂美君	5番 岩淵 和明君
6番 鎌水 英一君	7番 熊懷 和明君
8番 佐藤 湛陽君	9番 上野 恭子君
10番 江藤 芳光君	11番 伊藤 善康君
12番 櫛川 正男君	13番 佐藤 裕宣君
14番 中野 義信君	

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(1名)

---

事務局出席職員職氏名

局 長 高瀬 政嗣君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 加藤 裕介君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 高木 典雄君      副市長 …………… 今村 一朗君  
教育長 …………… 麻生 秀喜君      市長公室長 …………… 中野昭一郎君  
総務課長兼浮羽市民課長 …………… 吉松 浩君  
監査委員事務局長…………… 佐藤 重信君      会計管理者 …………… 松岡 美紀君  
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長 …………… 江藤 良隆君  
企画財政課長 …………… 山崎 秀幸君  
税務課長兼徴収対策室長 …………… 大石 恵二君  
市民生活課長兼人権・同和対策室長 …………… 石井 良忠君  
保健課長 …………… 末次ヒトミ君      福祉事務所長 …………… 浦 聖子君  
住環境建設課長…………… 村岡 薫君      都市計画準備課長 …… 緒方 寧君  
水資源対策室長 …… 瀧内 宏治君  
うきはブランド推進課長 …………… 樋口 秀吉君  
農林振興課長兼農業委員会事務局長 …………… 石井 太君  
学校教育課長 …………… 井上 理恵君      生涯学習課長 …………… 石井 孝幸君  
自動車学校長 …………… 高木 慎君      総務法制係長 …………… 宮崎 哲工君  
財政係長 …………… 竹上 欣宏君

---

午前9時00分開会

- 議会事務局長（高瀬 政嗣君） 起立、礼。着席。  
○議長（中野 義信君） これから、令和3年第2回うきは市議会臨時会を開会します。  
直ちに、本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

- 議長（中野 義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員に、10番、江藤芳光議員、11番、伊藤善康議員を指名します。

---

**日程第2. 会期の決定**

- 議長（中野 義信君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間と決定しました。

---

### 日程第3. 議案上程

○議長（中野 義信君） 日程第3、議案の上程を行います。

選挙第1号1件、議案第24号から議案第30号まで7件を上程します。

---

### 日程第4. 市長の提案理由説明

○議長（中野 義信君） 日程第4、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

本日、令和3年第2回うきは市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙中にもかかわらず、御参集賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度もスタートして早いもので1か月が過ぎました。先の3月議会で御承認いただきました令和3年度予算につきましては、計画的な執行に全力で務めているところでございます。また、新型コロナウイルス感染症につきましては、うきは市においても感染者が連日確認されるなど、なかなか収束する状況にない中、市民の皆様が大きな期待を寄せているワクチンの接種が、まず65歳以上の方を対象として先日より予約の受付を開始しており、今月16日より実施してまいります。議員の皆様には、市民の皆様からの問合せ等もあろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

さて、本日提案しております議案は、人事案件4件、その他の案件3件の計7件となっております。

まず、議案第24号は、令和2年度うきは市一般会計補正予算（第13号）に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,401万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203億7,468万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、地方交付税2億7,584万2,000円の増額補正と、地方消費税交付金1,181万7,000万円、基金繰入金1億4,010万円の減額補正を計上いたしております。

歳出は、総務費では総務管理費1億4,412万8,000円の増額補正と、予備費11万4,000円の減額補正を計上いたしております。



議案第25号は、令和3年度うきは市一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,953万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億459万3,000円とするものでございます。

歳入は、国庫補助金2,953万2,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、民生費では児童福祉費2,953万2,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第26号は、うきは市税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、うきは市税条例等の一部改正が必要となり、専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第27号は、副市長の選任についてであります。

副市長が令和3年6月1日をもって任期満了となりますので、地方自治法第162条の規定により、副市長の選任について議会の同意を求めるものでございます。

議案第28号は、監査委員の選任についてであります。

監査委員のうち1名が、令和3年6月1日をもって任期満了となりますので、地方自治法第196条第1項の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

議案第29号は、公平委員会委員の選任についてであります。

公平委員会委員3名が令和3年6月1日をもって任期満了となりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

議案第30号は、教育委員会委員の任命についてであります。

教育委員会委員のうち1名が令和3年5月23日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に改めて御説明いたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

---

## 日程第5. 選挙第1号

○議長（中野 義信君） 日程第5、選挙第1号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙につ

いてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決しました。

指名します。

まず、選挙管理委員会委員に、石井静香さん、國武輝興さん、楠原利春さん、末金良幸さんの4名を、次に、選挙管理委員会委員補充員に、順位1番田島悦子さん、順位2番田中フヂ子さん、順位3番後藤一善さん、順位4番高木勲美さんの4名を指名します。

お諮りします。ただいま、議長において指名しました方々を、当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方々が、選挙管理委員会委員及び補充員に、当選されました。

---

## 日程第6 議案第24号

○議長（中野 義信君） 日程第6、議案第24号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度うきは市一般会計補正予算（第13号））を議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） おはようございます。企画財政課の山崎でございます。よろしくお願いたします。

お手元議案書の1ページをお願いいたします。

議案第24号専決処分の承認を求めることについて。

令和2年度うきは市一般会計補正予算（第13号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求め。令和3年5月7日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、2ページを御覧ください。

専決第3号専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。令和2年度うきは市一般会計補正予算（第13号）を別紙のとおり定めること。令和3年3月31日。うきは市長高木典雄。

続きまして、補正予算書、令和3年3月31日の専決第3号の補正予算書でございます。1ページをお願いいたします。

専決第3号、令和2年度うきは市一般会計補正予算（第13号）。

令和2年度うきは市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,401万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203億7,468万6,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年3月31日。うきは市長高木典雄。

次に、予算説明書の歳入について説明いたします。11ページをお開きください。

各種譲与税、交付金等につきましては、国または県が徴収しました税等に対しまして、法令に基づく配分率で市町村に交付されるものでございます。年間2回、ないしは4回に分けて交付されておりまして、3月が最終交付月になりますので、額の確定に伴い、補正を行ったものでございます。

11ページの2款1項1目地方揮発油譲与税は、176万4,000円の増額補正です。

12ページをお願いいたします。2款2項1目自動車重量譲与税は、924万円の増額補正となります。

13ページです。3款1項1目利子割交付金は、36万1,000円の減額の補正となります。

14ページでございます。4款1項1目配当割交付金は、163万5,000円の増額補正となります。

15ページです。5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は、702万9,000円の増額補正です。

16ページです。6款1項1目法人事業税交付金は、281万4,000円の増額補正です。

17ページ、7款1項1目地方消費税交付金は、1,181万7,000円の減額補正となります。

18ページをお願いいたします。8款1項1目ゴルフ場利用税交付金は、190万1,0

00円の増額補正です。

19ページ、9款1項1目環境性能割交付金は、856万9,000円の減額補正となります。

20ページです。10款1項1目地方特例交付金は、409万円の増額補正です。

21ページ、11款1項1目地方交付税は、特別交付税2億7,584万2,000円の増額補正です。

22ページでございます。12款1項1目交通安全対策特別交付金は、54万6,000円の増額補正です。

23ページ、19款1項1目財政調整基金繰入金は、1億4,010万円の減額補正ですが、特別交付税等の歳入の増加により、財政調整基金からの繰入れを減額するものでございます。これによりまして、補正後の財政調整基金からの繰入金はゼロになります。

続きまして、24ページ、これから歳出のほうになります。

2款1項7目財政調整基金費、1億4,412万8,000円の増額補正で、内訳としましては、公共施設等整備基金に、1億2,100万円。ふるさと・まごころ基金に2,312万8,000円をそれぞれ積み立てるものでございます。

25ページ、14款1項1目予備費は、11万4,000円の減額になります。歳入歳出予算の調整分でございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありますか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 2点お尋ねいたします。

まず、21ページ、地方交付税の中で、特別交付税が、2億7,584万2,000円とありますが、これはコロナ関係で増えたというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

2点目、次の22ページ、交通安全対策特別交付金ということで、54万6,000円の増額となっておりますが、この用途については道路等の安全設備、あるいは交通指導員等への手当等、その用途については限定されているのでしょうか。その用途について限定されていなければ主にどういうものに使ってあるのかお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） まず、特別交付税の関係でございます。

例年、いろいろな普通交付税で算入できないような特殊な要因について、国のほうが地方のほうに配慮して配分をされるものでございます。

令和2年度の分につきましては、総務省のホームページのほうに載っておる分で大きな部

分としては、災害関連経費なり地域医療の確保、それから地域交通の確保、公営企業の経営基盤強化とか、消防、救急とか、そういった部分の算定項目等も挙げられておりますが、詳細につきましては、普通交付税みたいに計算式が示されるわけではございませんので、うきは市でいけば災害等もあっておりますので、そういった部分がかなり反映をされているのかなと思いますし、市長のほうも上京のたびに要望等もしてきた成果ではないかなと考えているところでございます。

それから、交通安全の分の使途の関係でございまして、交付金の使途はですね、交通安全施設の設置及び管理に限定をされているということでございまして、例えば、道路の横断歩道とかカーブミラーの整備、そういったものに活用されているものでございます。財源は皆さん御承知のように、道路交通法の反則金が財源となっておりますので、そういった事態が発生した場合は市のほうにも貢献していると考えて、納得していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 2点お尋ねいたします。

今、提案にありましたように、23ページの財政調整基金を減額するという事で、令和2年度の繰入金ゼロということで、報告がありました。

改めてお尋ねしたいと思いますけど、財政調整基金の令和2年度の残高について、再度確認したいというのと、併せて、公共施設等の基金の残高についても、令和2年度、これによってどれだけの残高になるのか、確認したいというのが1点目です。

それから、財政調整基金については、特にコロナ禍の中で、なかなか有効な対策がなくて、自粛、自粛ということの中で、うきは市の市民にとっても非常に大変な状況があるかというふうに思っております。そういう意味では、令和3年度においてですね、財政調整基金をどういったような活用をしていくのかという考え方について、現段階でお示しできるものがあれば、その考え方についてお尋ねをしたいというふうに思います。

以上、2点です。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） まず、基金の残高の件でございまして。

確定は、決算の時にまた確定されますが、今予算段階で把握している分としては、令和2年度末の残高の見込みとしましては、52億4,700万円ほど見込んでおるところでございます。

それから、公共施設等整備基金については、15億8,800万円を見込んでおるところでございます。

それから、令和3年度の財政調整基金の使途ということですかね、財政調整基金から12億3,000万円ほど繰入れをして、いろんな施策の足りない部分を、それで財源として充てておりますので、市長の施政方針でありましたように、重点項目なり、今度の高見団地の建設なり、コロナについては臨時交付金等もありますけども、そういった部分にもちょっと財政調整基金ですから、全体になりますので、令和3年度当初予算の重点項目が主な部分かなと思っております。

特定基金であれば、これということで限定できますけども、財政調整基金は限定ができませんので、そういうことで御理解をお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 非常にそういう意味では、うきは市のそれぞれの暮らしている姿、生活困窮と言われる方も含め、あるいは、農業や商業をされている方の現状の実態を十分に把握できているのかというところが正直なところ見えていないところがあります。

そういう意味では、ぜひ今回、特別交付金という、財政——この間、そういった国が手当してきた交付税があるわけでありまして。そういったことを活用して基金に繰り入れていくわけでありまして、ぜひとも市民生活に役立つような対策を、令和3年度の中身見ると、十分に経済対策というか、コロナ対策という意味での予算支出というのは、この財政調整基金からどの程度しているのかというのがちょっと見えていないところがあります。そういうようなところがあるので、ここで、入れたお金を十分に令和3年度に活用していくような方針をぜひとも示してもらいたいと思って質問したわけです。

そういう意味では、今後どういう推移をするのか分からないけれども、十分に市内の状況、それぞれの市民の生活の状況を把握しながら、この基金を使っていただくように、不要不急——というか、急ぎのものもあるだろうと思いますけれども、そういった基金を使うような方針をぜひ確立していただきたいというふうに思いますので、これは要望として改めてお伝え申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第24号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決

しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は承認することに決しました。

---

### 日程第7. 議案第25号

○議長（中野 義信君） 日程第7、議案第25号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度うきは市一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 議案書の3ページをお願いいたします。

議案第25号専決処分の承認を求めることについて。令和3年度うきは市一般会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求め。令和3年5月7日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、4ページをお開きください。

専決第5号専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。令和3年度うきは市一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めること。令和3年4月2日。うきは市長高木典雄。

続きまして、補正予算書のほうを御覧ください。1ページでございます。

専決第5号、令和3年度うきは市一般会計補正予算（第1号）。

令和3年度うきは市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,953万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億459万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年4月2日。うきは市長高木典雄。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響で困窮する独り親世帯への緊急支援策として実施されるものでございます。令和3年4月分の児童扶養手当の支給日、一応5月11日が予定されているようでございます。に併せて支給する必要があり、早急にシステム

改修を行う必要があることから、地方自治法第179条の規定により、やむを得ず専決処分をさせていただいたたものでございます。

次に、予算説明書の歳出について説明いたします。

10ページをお開きください。

3款2項1目児童福祉総務費2,953万2,000円の増額補正です。主なものといたしましては、12節システム改修委託料が194万円。

18節子育て世帯支援特別給付金2,750万円、児童1人当たり一律5万円の550人分を見込んでおるところでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。歳入になります。

15款2項2目民生費国庫補助金2,953万2,000円で、全額国庫補助となります。説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 市長に1点だけお伺いいたします。

この、議案第25号の専決につきましては、先ほど説明がありましたように、5月11日の支給予定のために専決されたということですが、前の24号で言えばよかったのかもしれませんが、24号の専決について言えば、本日の議会にかけてもよかったのではないかなと思います。したがって、市長の専決処分に対する認識をお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 基本的には、私どもの専決処分ではなくて、議会にお諮りして、御議決のもとに我々が執行するというのが大きな建前だと十二分に認識をしておりますが、法にも定めがありますように、緊急やむを得ない場合に専決事項というのが認められております。

先ほど、山崎課長のほうから答弁がありましたように、5月11日の支給に間に合わせるためには、事前にシステム改修をする必要がありまして、どうしても専決をしていただく必要性がありました。このことにつきましては、全員協議会でもお話をさせていただいているとおりでございますので、どうか御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 恐れ入りますが、確認の意味で、地方自治法第179条、市長読んでいただけますか。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、手元に条文を持っておりませんが、このことについては何度も



全員協議会でお話をしたことでありますので、殊さら、ここで話しするような話ではないんじゃないかと、このように思います。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） では次の機会にもお尋ねしますので、ぜひ、地方自治法を持って御参加をお願いいたしたいと思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1点だけお伺いします。

今回の補正は、子育て世帯ということでございますが、今まで、こういったコロナ対策ということで、事業所なんかは上乘せ補正やらあったんですけど、個人、市民レベルで国からのそういった——給付金を配るということだろうと思うんですけど、実態として、この5万円で子育て世帯は、うきは市の中で、十分に——十分じゃないとは思いますが、生活できるのか。そこの地域、地域で、私は違うと思うんですよ。そういった検討はされての、もうこの5万円だけでよかったのか、そういった検討がされたかどうかは教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 要するに地域で違うので、5万円を検討されたかということですね。福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 5万円について、検討されたのかという御質問ですがけれども、5万円だけでは足りないところもあるということで、新型コロナウイルス感染症に伴う、個人、世帯向けの各種支援を考えて実施をしているところです。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 十分考えられてると思うんですけどですね、先ほどから財政調整基金の話もありましたけど、最終的には繰入れがゼロになったと。うきは市として、うきは市民がここがきつという実態把握の中でそういったお金を使う必要が今後、長く続けば、あるんじゃないかということで、国やら県からのその給付金、交付金、確かにそれをお配りするのも市町村だろうと思います。

ただ、うきは市民の実態をもっとやっぱり見つめて、本当にこれで事足りるのか、そこに財政調整基金やらは注入していくことも必要ではなからうかと思っておりますので、これ要望ですけど、ぜひそのところも今後対応策として御検討いただければと思いますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 一応、要望ということでいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにありませんか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 1点だけお尋ねします。

10ページのシステム改修委託料っていうのが、194万円ということになっています。子育て世帯への支援については、その都度システム改修がずっと発生していて、前回も170、180万円程度改修がありました。委託先について改めて確認をしたいと思いますが、今回、委託先どこかということと、前回までのところと同じかどうか、ちょっと確認だけしたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） システムにつきましては同じシステムを使っておりますので、委託事業者についても同じ業者になります。（「業者名は」と呼ぶ者あり）業者名はすみません、ちょっと手元に資料がありません。

○議長（中野 義信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 失礼しました。委託業者名は行政システム九州株式会社になります。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） ちょっと今後のコロナに関する財源について、企画財政課長にお伺いをしたいと思います。

令和2年度の国の補正予算は第3次補正まで終わっておりますですね、大変な額で。それで、うきは市のほうに配分された第3次補正については、ワクチン接種のみというふうに理解をいたしておりますですかね。で、この追加の配分というのの動きは、国のほうはどうお考えなのか情報がありましたら、この場で確認をいたしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 江藤議員からの御質問で、今、令和2年度までに、うきは市のほうに配分があった分が、全体としては、第3次まで配分を受けておまして、8億9,712万5,000円、配分の内示があつておるところでございます。一部、令和3年度の当初のほうに回す予定にしております。

これが2月くらいに配分があつて、その後はまだうちのほうには配分は来ておりません。今配分が来ているのは都道府県段階の感染防止対策のいろんな時短要請の——営業短縮のですね、そういった部分の費用が出ているようでございますが、まだ市町村向けにはちょっと情報が入ってきておりませんので、そういうことで御理解をお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） まだ県段階までということで、末端の市町村にはまだ定か

な情報ではないような感じでございます。

いずれにしても報道のとおり、12日からですね、月末まで「緊急事態宣言福岡」ということで報道されております。

いずれにしてもコロナ対策というのが、うきは市ももう、冒頭市長の御挨拶でありましたとおり、1日一人という形ですね、42件ですか、3件ですか、増えてきておりますので、確かに生活困窮の質問も多々あっております。

そういうものを早く、今の実態を把握されていると思いますけども、いかにその場合の手を打つかということですね、ぜひ鋭意大変でありましようけども、お願いをしたいというところでございますので、どなたからでもコメントをいただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 提案理由でも申し上げたとおり、やっぱり我々に今求められているのは、市民の皆さんが大きく今期待されているのは、なかなか収束が見えない中で、唯一の期待は、ワクチン接種ではないかこう思います。

また、全員協議会の場で昨日の接種受付についてまた御説明があるように承知をしておりますけれども、かなり市民の皆さん1日も早くワクチン接種を、という方も多くいらっしゃいますので、そういうことをしっかり対応をしていきたいということが第一であります。

そんな中で状況を見ながらですね、市民の福利厚生に、いろんな弊害が起きていないか、しっかりキャッチをしながら適切に対応をしていきたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第25号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は承認することに

決しました。

---

### 日程第 8. 議案第 26 号

○議長（中野 義信君） 日程第 8、議案第 26 号専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例等の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） おはようございます。税務課の大石です。よろしくお願いいたします。

議案書の 5 ページをお開き下さい。

議案第 26 号専決処分の承認を求めることについて。うきは市税条例等の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求め。令和 3 年 5 月 7 日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお開き下さい。

専決第 4 号の専決処分書です。朗読は省略させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、うきは市税条例等の一部を改正する必要性が生じたため改正し、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し、承認を求めものです。

では、7 ページをお開き下さい。

うきは市税条例等の一部を改正する条例について、今から主なものについて御説明させていただきます。なお、議案書よりも新旧対照表をお配りしておりますので、そちらのほうがわかりやすいために、こちらを使わせていただきます。御用意ください。

主なものとして、税目ごとに説明させていただきますので、ページが飛びますけども御容赦ください。

まず、1 ページ目の第 24 条及び 4 ページ目の附則第 5 条の改正規定についてです。

これは、扶養控除の対象となる扶養親族から 30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族を原則として除くことに、今度国税のほうで決まっております。そのために、住民税には非課税制度というのがございまして、その判定には扶養の人数というものをカウントしますので、その文言の整理をするための改正でございます。

続きまして、2 ページ目。第 36 条の 3 の 2 及び第 36 条の 3 の 3 第 4 項の改正規定でございます。

これは、事業者様等からいただく各種申告書の電磁的方法で提出する際の方法です。従来

はそういう電子的手段、つまりメール等だと思いますが、それで申告書等を提出する場合は税務署長の承認が必要でしたが、この度、要件を満たしておればそれで提出できるというふうに簡易化された改正でございます。

続きまして、4ページの中ほどを御覧ください。附則第6条の改正規定でございます。

これは健康保持増進等の取組を行っている方が、当該制度の対象医薬品を購入した場合、その購入費が医療費控除の対象となる、いわゆる「セルフメディケーション税制」の適用について、従来令和4年度までだったんですが、それを5年間延長して令和9年度までにしますという改正でございます。

続きまして飛びますが、15ページを御覧ください。附則第26条の改正規定です。

住宅ローン控除が、この度経済対策の一環として「特別特例取得」に該当する家屋について、令和4年末までに居住の用に供した場合は、13年間の控除期間が適用されることとなりました。これは国税の話です。それに伴い住民税所得割にその分も影響してまいりますので、その該当部分を同じように延長する改正でございます。

続きまして、固定資産税関係にまいります。

新旧対照表4ページの終わりから6ページにかけて、ずらっと記載されております。附則第10条の2の改正規定です。

これは、固定資産税を課税するに当たり、特定の資産に対する課税標準額を条例で割合を定めて減じてよいという、いわゆる「わが町特例」の対象を規定している場所ですけども、法律が変わるたびにそのこの条項の項目を入れ替えたり、繰り上げたりしなければいけないので、それに併せて整理するための改正でございます。

次に、9ページの附則第12条及び11ページの附則第13条の改正の規定についてです。

これは、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動等を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、宅地等及び農地について令和3年度の課税標準額に限り、令和3年度だけの特例措置ですが、前年度と同額として、いわゆる課税標準額を上げないという措置についての改正部分でございます。

続きまして、軽自動車税関係です。

まず12ページの附則第15条の2の改正規定です。

これは自家用の乗用軽自動車に対して課する環境性能割、取得する場合に1%がかかるんですけども、これを非課税とする措置、これは今までもあったんですが、これを本来3月までだったものを9か月延長し、令和3年末——12月31日までに取得したものに対しても適用を広げるという改正でございます。

次に、同じページの後半から14ページにかけて記載しております附則第16条の改正規

定です。

こちらは、軽自動車に毎年課税されています軽自動車税種別割について、グリーン化特例、つまり、環境性能がよい車両については初年度に限りその税額を軽くしましょうという制度なんですけども、これ従来からございました。これについて、令和3年度から営業用乗用車及び貨物車について、少し条件は変更されておりますけども、制度を2年間延長するというための改正でございます。なお、自家用の乗用車については、1年前の専決の改正で同じように特例の2年間延長の改正は既になされておることをここで申し添えておきます。

最後に、16ページ、17ページを御覧ください。

これが議案で申しますと、第2条による改正についての該当箇所なんですけども、非常に従来の新旧対照表とは違った形となっております。これは、令和2年3月31日付の市税条例改正をした折の、そのうち施行日が未到来の改正部分について、変更する必要があるために改正する、すなわち改正の改正というものでございます。したがって、新旧対照表の右側は前回の改正文をそのまま、左側に今度変更する該当部分の新たな改正文を記載しております。そういう見方でございます。

ただ、内容については、上位法等の改正に伴って項ずれが生じるので、そこを修正するための、整理するものにすぎません。

主な改正点は、以上です。そのほか、今回の改正に伴う条例間の整理や条項ずれの修正等も同時に行っております。

最後に、議案書にお戻りいただきまして、12ページをお開きください。ここからが今改正条例の附則となります。中ほどですけども、ここには施行日と各税目ごとの経過措置を規定しております。

説明は、以上となります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） それではですね、先ほど4番議員から、専決処分の確認と申しますか——正す御意見もございました。私もちょっとその点、同じ質疑になる部分もあるんですが、お尋ねしたいのはこの専決処分、地方自治法第179条、この専決処分に、長の特権としてある条文でありますけども、その点についての見解を、お伺いをいたしたいというふうに思います。

この税条例のみならず、特に税条例が毎年、年度区切りにおいて、地方税法の改正に伴って、専決処分、例年されております。ですから、私が申し上げるのは、ちょっと今さらということも言われるかもしれませんが、この際今後も続いていくと思いますんでですね、

ちょっと見解を、議会として、限りにおいてはつきりしておかないと、なかなかこのややこしい条例。

今回はですね、大型連休で時間がありましたから、ネットの、総務省からの発出した、改正概要等々、見比べをする時間が多少ありました。それでも、これを解読するのは、難解な条例です。というよりも、もう国のほうからこの地方税法の改正が成立したのが、年度末3月26日と書いてます。そして、数日後の31日に公布して、翌日4月1日の施行なんですよ。もう当然にこれは専決処分すべき案件であることは、もう間違いなく当然のことです。それを踏まえながらも、税務課長になられて思うんでしょうけども、私たちこれ、解読するだけでも、とても敵う話ではありません。これ、私の話です。皆さん、わかりません。

ただこれをですね、国からの一定の要綱等をですね、発出を受けて解読をして、この改正議案を作るというのは、これは大変な作業だという、非常にその御苦勞に敬意を表したいというふうに、冒頭申し上げておきたいと思います。

ただこの専決処分の件をですね、ちょっと見てまして、皆さん、議案の12ページをお開きください。議案書のほうですよ、新旧じゃなくて。この、附則——その前に、自治法の第179条の専決処分は市長に朗読をなんとかというふうなことを、4番議員申し上げておりましたが。

この法律を見ると1つは、大ざっぱに言うと、議会が開催できない、災害等の事情もありましょう。それから、緊急を要し議会を招集するいとまがない。それから3点目が、議会が議案を議決しない、というこの大きく3つが、第179条の要点だというふうに思っております。

そこで12ページの附則を見ますと、今年の4月1日、専決処分は3月31日、4月1日から施行する、それはもう当然の専決要件です。ところが、その下の、1号、2号、3号、4号を御覧いただきたいと思うんですけども、1号はですね、第1条中、これは来年の1月1日に施行なんですよ、来年の。と、2号は、3年後の1月1日の施行なんです。で、3号、4号は、御覧のとおり、法令番号は空白です。要は今、通常国会6月までありますけど——予定されてますけども、まだ法律は通ってない——ですね。まだ公布される時に、法令番号が付されるんであります。

これからしてですね、そこまでも含んで、見切りのその専決処分するというこれまでの経過をたどって、今さらこれを確認するのもどうかと思いながらも、やっぱりこの専決処分という本来の在り方というのをきちっと認識した上で、これやっていかないと、もうこれ、議会はもう必要ないと、第179条を逸脱したやり方に結果的にはなってるんですよ。

ですからこの際、この見解について今の段階です、即答できるかどうかわかりませんが、ちょっとこの考え方についてまずもってお伺いしたいと思います。

答弁願います。

○議長（中野 義信君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） いつも議員の皆様には御迷惑をかけております。

まず、専決を一括でした、という見解について申し上げます。

毎年御存じのとおり、地方税法等の改正は、毎年行われて、その公布はいつも、3月30日とか31日、ぎりぎりになります。それに併せて、4月1日付で改正をするんですが、その、もちろん、国会は議会が通ってですけども、そこに、改正の内容がずらっと、施行日が違った改正が並んでおります。その例に添ってですね、市条例も複数の施行日に関わる改正をまとめて、改正しております。それは、議決の問題ありますけども、地方税法が割とがちっとですね、そういう、ロードマップ的なものを示されるので、市の条例もその形で、専決させていただいてるという今までの流れでございます。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 税務課長の立場にですね、立ち返って、考えての発言をしているつもりです。

ですから要は、専決処分という、この制度の重さに対して、実態はもう、先ほど言いましたように、来年、3年後、加えてですね、先ほど説明がありました、新旧対照表の最後のページ、16ページ。それから、17ページ。これは去年の6月議会で専決処分されていた内容ですよ。改正分なんですけど。ところがこれもまだ、施行されていない。もうそういう段階でまた改正ということになって、言いたいのは、4月1日施行の分についての専決処分はもう当然の行為です。

ところがそのほか、まだ法律も決まってないようなものについての専決が、そこは逸脱してるとはならないかという見解でありますんで、私は立場を変えると、これはもう、そうであっても、地方税法の概念からするとこれは、一体物だと、だからやむないんだということで解釈をします、当然。

しかしながら、第179条という法律のですね、規定をどう、見解をもってこうしているのかだけは明らかにしてほしいと。例えば国のほうももうこれは認めてる、県も認めてる、市町村もほとんどが同じことしてると思うんですよ。というならそこにちゃんとした見解があるはずですよ。でないと、このまま内容がわからんから専決で承認を受けてぐるぐる今までやってきてますけど、これじゃ議会というのは何なのかという思いがしたもんですから、今回あえてお尋ねををしているわけでありますからですね。



これはちょっと税務課長が努力されているのは承知してますから、これはもう公室長なり、市長なり、しかるべき答弁をいただきたいと思いますが。もうすでに専決されてますから、施行されてますから、だからよかったら答えをもういただきたいんですけど、次回の議会までにですね、何らかひとつ見解を、議会のほうにですね、示していただだけませんか。それを皆さんが理解した上で今後も続けていかんと、実態としては、なら、4月1日分だけを切り離してやるかということには、内容からするともう一体物なんですよね。そしたら法律との関係がありますから、その辺を理解すれば、今後もこういうやり方でやむないんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでございましょう。

○議長（中野 義信君） 市長公室長。

○市長公室長（中野 昭一郎君） 市長公室長の中野です。よろしく願いいたします。

江藤議員おっしゃられるような見解というのも、確かにそのとおりでというふうに思っております。

この、地方税条例に関してなんですけども、やはり法律が定めます、課税の要件であるとか、租税の賦課、徴収に関する手続きというのは、できる限り明確で一義的でなければならぬという原則が、そもそもあると思っております。

これが、市独自に改正を行うことによって、不明確であいまいな内容になったりしたとなれば、結果としてそれが、それぞれの地方公共団体の税法の解釈の一方的なこう、運用解釈を与えてしまうというような結果になってしまう可能性が高いということが言えると思っております。

そういうこともあって、このような税法の改正がある場合には、総務省が県を通じて、地方税条例等の改正のモデル案——いわゆる準則というふうな言い方をするんですけど、これが送られて参ります。うきは市は、この準則に則って、間違いがないように改正をさせていただいておるところでございまして。

決して、2年先の施行日の内容を、専決処分で条例改正することが間違いであることもまた言えないというふうに思っておりますので、この税条例改正にかかる、本当に議員が言われたように3月の末に決まってもうすぐに対応しないといけない。それにかかる労力であるとか、時間であるとかっていうことを考えた場合にも、今後ともやはりこれはもう、準則に則った形で、うきは市としては税条例等の改正は行ってまいりたいというふうに思っておりますので、ぜひとも議員の皆さんにはそういった御理解をいただきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 3回目です。

執行部の立場に立ち返って、今の件で理解はできます。

結局、いわゆるその条例改正の例というのが、国のほうからですね、過去は、分権が——地方分権前は、準則という表現をいたしておりました。しかしそれがそこで送られてくるということになると、やはり、関連した一体物だという理解になると思うんですが、そういうことで理解せざるを得ないと思うんですけど、皆さんがそれで理解していただくならば、それは私としては理解はできないことはない。ただ、法律の整合性を考えるとですね、ちょっと無理がありすぎる、逸脱してる、そういう思いがどうしてもするわけでありまして。

それから最後に、税務課長でいいのかわかりませんが、結局これを、チェックするのに、今、例規集が、紙ベースがありません、私たちは。もうどっからか借りていけば何冊かあるんでしょうけど。今ネットでうきは市のホームページの例規との整合を取りますですよ、ところがそのいつの段階でこれがその、ホームページのほうに、いわゆる紙ベース的な印刷されて、いわゆる溶け込み方式、本則のほうは。

ところが、例えばさっきの言った一番最後のまだ施行されてないものについては、本則に溶け込んでないじゃないですか、チェックのしようがないとですよ。だから、非常にこの——この条例に関わらず、やっぱりお金に関わること、人に関わること、なかなか難しいですから、よりわかりやすい、表現をですね、御努力をいただきたいというふうに、努めていただきたいというふうに思います。

そういうことで、国が準則を出していく、それに従っているということについては必ずしも違法とは言えないという認識になりますんでですね、この際でありますから、はっきり申し上げて、質問したところでありますので、よろしくお願ひしたいと申します。終わります。

○議長（中野 義信君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 御理解ありがとうございます。

さらに申されました、ホームページ、システムの溶け込みは、総務法制のほうで定期的な溶け込みをしていただいと申します。施行日ごとにですね。

その中で、今空白の部分、この法律はまだ、国会上程中というのを昨晚確認いたしました。これが公布され、番号がつけば、溶け込みの段階で、その法令番号も溶け込みたいと考えております。今後ともどうかよろしくお願ひしと申します。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 私も、条例に則ってやればいいのかというふうに思っております。

で、今回の具体的な改正、主な改正のほうで、1点、全協で資料をいただいたと思うんですが、その5ページの、環境性能割。これの措置内容の表があるんですけど、非課税が非課税、1パーセントが非課税やら書いてるんですけど、この登録車の区分なんかはわからない

んですよね、そこんところがちょっとどうなのかなと。今回の主な改正で理解できなかったのがですね、5ページの資料を説明していただければと思っております。

○議長（中野 義信君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 先にお配りしました説明資料の5ページだと思います。

そこに表がありまして、矢印が書いております。で、左側が登録車、これは今回関係ございません、県税です。で、右側の軽自動車税、税率が非課税、1パーセント、2パーセントを臨時的軽減で非課税、非課税、1パーセント、となっておって、条文と、つまり私が先ほど申し上げました1パーセントが非課税になるというのと、表の全体像がそぐわない、ということだと思いますが、これはですね、実は私もそう考えてよく見たんですけども、矢印の位置を見ていただきたいんですが、登録車は全体にかかって矢印がありますけども、軽自動車税はこの1パーセントのころ、非課税にするというところだけに矢印があって、今回の改正はこの部分だよという説明資料になっておると理解しております。よろしいでしょうか。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ちょっと質問の仕方が悪かったと思うんですが、非課税、1パーセント、2パーセントというのは、その軽乗用車のなんか区分があるんじゃないだろうか。それを書いとらんからですね、ようわからん。

非課税は、軽乗用車のこげなん区分ですよ、1パーセントの税率んとは、こういった軽乗用車の区分ですよ、というのがないもので、ただ、税率だけが変わりますよ、じゃ、ちょっと理解ができないのでその説明をお願いしたいと。

併せたところで、登録車のほうはもう変更ないと、登録車も同じなんですよね。それけん、3パーセントはディーゼル車なのか、そげなんがあるのかなやらっていうふうに思うんですけど、そこがよく見えないから教えていただきたいと。

○議長（中野 義信君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 失礼いたしました。

この表の構成ですけれども、資料が手元にないので、確実にこう、あれはできないんですけども、この非課税から非課税というのは、そもそもが、電気自動車等がここに該当しております、それはずっと非課税ですよ。で、1パーセントのところですね、確か家用の乗用だったと思います。で、2パーセントのところ、営業車や貨物車だったと思うんですけども、そういう区分けをせず税率を決めて、それを臨時的にどうするかという表になっております。で、詳しい表は、もう条文というよりは、条文はものすごい細かい書き方をしておりますので、表があったので、それをお示しできればよかったですけども、手元

にないので、また改めて、議員に伺いたいと思いますがよろしいでしょうか。

○議長（中野 義信君） ようございますかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 固定資産税についてお尋ねをします。

改めて令和3年度に対する措置が、示されたということだろうと思います。

3月の本予算のところでは例年より、滞納を除いてですね、500万円くらい、金額が上がっていたというふうに記憶しています。それはそれとしていいんですけども、コロナとの関係についてお尋ねをしたいと思います。

昨年度は、調整されずに今年度について減免調整ができるというふうに確か、昨年度のところでは示されていたと思うんですけども、現状で、令和2年度の滞納について、滞納がね、あるいは支払い猶予等について、どの程度発生しているかということと、それから、改めて、コロナ関係で収入が減少した方への減免制度ということについて、どのような周知がされているかどうか確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） まず、昨年、コロナ対策で御説明した納税猶予について、御説明いたします。

3月31日現在、前年度に納税通知書をお送りしまして、猶予された方が実際は申請自体ですと、15件ほどございます。しかし、そのうちですね、8件、9件は、期日ぴったりではないけれども、もう年度中に完納されております。で、年度を超えて今猶予をしているのは、6件で、金額としては、1,001万6,700円。これを、申請時点から1年間ということで、猶予しております。

今年度なんですけども、この猶予が事情によれば延長ができる。それと、新年度についても、融通利かせますといたしますか、事情に沿って御判断ください、というような通知がきてるようですので、今年も新たなもの、もしくは今現在残っております、6件分の延長がある可能性がございます。

その次に、税の減免関係の周知ということなんですけども、いくつもあったんですけども、その1つは固定資産税で言いますと、償却資産、いわゆる事業用の機械、構築物、家屋等なんですけども、それが収入が下がったことによって、その下がった率によって、令和3年度は、2分の1にしたり、免除したりすることができるという制度がございます。それは、1月31日、実際2月1日までなんですけども、に申請受け付けたもので、もうほぼほぼ確定しております。その件数を申し上げます。

まず、これはその対象者ではなくて、物件数で数えておりますので、ちょっと延べ人数にはなりますけれども、家屋に対する事業用資産を2分の1にしたものが、36件。それから、ゼロにした件数が41件。それから、償却資産これが2分の1にしたものが、31件。ゼロにしたものが28件。で、軽減額を申し上げますと、おおよそですけども、3,400万ほど減じております。

これに関して、相談とかですね、あるいは、青色申告会とか、認定税理士とも打ち合わせをしてきまして、トラブルもなく、これだけの申請がされてますので、周知はある程度できたのではないかと考えております。で、固定資産税関係についてはこれぐらいだと了承しております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第26号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は承認することに決しました。

---

#### 日程第9. 議案第27号

○議長（中野 義信君） 日程第9、議案第27号副市長の選任についてを議題とします。

説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長の選任についてであります。コロナ禍の収束がなかなか見通せない中、市民生活や社会経済活動への様々な影響が続いております。とりわけ地域経済活動につきましては疲弊が大きく、当然コロナの収束を見極めながらではあります。何と

してもその再生・活性化を図る必要があります。

また、私が市長3期目に当たりお示ししましたビジョンの中の1つとして、「地域経済の好循環をめざして」を挙げており、地域経済の循環率向上などのための様々な施策を展開していくことにしているところであります。

そのような中、我が国の経済・産業等の発展に関する行政を所管している経済産業省、九州経済産業局にお力添えをいただき、経済産業省からの現役出向というかたちで重松邦英氏をお迎えしたいと考えております。

重松氏は、平成26年4月から3か年間にわたりましてうきは市役所に出向していただき、企画課長とうきはブランド推進課参事を務めていただきました。その間、うきはブランドの立ち上げ、うきは藤波発電所の建設、道の駅うきはの発展等に大変御尽力をいただいたところであります。

御同意を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 副市長の選任についてですね、議案書がお手元に配付されておりますけれども、今、現職の今村副市長でもよかったのではないかという気はいたしますが、せっかく今日ここにおられますので、まず退任の挨拶を求めたいと思います。

○議長（中野 義信君） これはあとで退任の挨拶ということでお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

この、重松氏に、多分市長は、もう当たられて内諾を得られていると思いますが、重松氏の副市長就任に対する抱負はどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

2点目。ここ数回といいます、副市長が全て外部から来られていますが、内部登用というのは検討されたのかどうか。

以上2点、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ぜひ、御理解いただきたいと思うんですが、先ほどから御説明しますように、このたびの人事につきましては、経済産業省、九州経済産業局と御協議をして、今日に至っております。したがって、九州経済産業局のほうから、現役出向ということで、重松氏の推薦をいただいたところでありますので、ぜひ御理解をいただきたいと、このように思います。

それから、副市長の選任については、以前、4年前も、いろんな御指摘をいただきました。福岡県庁からお迎えしたらどうかという御指摘なんかも、たびたびいただいております。

今回、そういう議会の意向もしっかり受け止めさせていただきまして、総合判断で御提案させていただいてることについて御理解をいただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 一応、抱負を、ということ言いよりしましたけど、まだ決まってないものですから、決まってからまた抱負があればまた聞かせてもらいたいというふうに思いますが。

ほかに質問はありませんか。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 重松氏については、前回全員協議会でも、今、市長のほうからあったこと、3年間いらっしゃったことも十分記憶をしておりますし、人格、能力、それから実績も、私個人としては申し分ない方だというふうに認識をしております。

ただ、市長にお尋ねしたいのはですね、今、コロナ禍、これもう当然ですね、今年の方針——6つの方針の、もうこれをいかに、アフターコロナに向かっていくかということについてはもう異論のないところでありますけど。ただ、今、マスタープラン、それから「第2期ルネッサンス戦略」、今年度における市長の重点政策等々踏まえて、正直思うんですが、私がもう少し力を入れてほしいというのは、やはり今、産業面でいけば、農業の生産基盤を今どうするかということが、常にこの1点に危機的な思いを持っております。

もう一つは、福祉政策。こういう、非常にコロナ相まって、それから、人口減少、高齢化、福祉の問題については、包括ケアの問題、我が事丸ごと、それから、11の自治協議会の運営等々考えるときに、重松氏の登用については異論はありませんけど、市長の政策ともう重なり合ったような感じがどうしても受けるんです。

ですから、農業とかもう、基盤的な、将来に向けてどうするかという現実に対してのですね、重点的な対応をしていかないと、地域経済の活性化以前の問題もそこに並行してあると思いますんでですね、その辺のやっぱり力を入れてほしいという、私の思いですけども、その辺を市長、この重松氏を同意いただいた後に、就任したとした場合に、どうお考えなのかをぜひお聞きしたい。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど、地域経済の活性化に力を入れたいという御説明をさせていただきましたが、ここで言う地域経済というのは、あらゆる産業、農業を含めたあらゆる産業を指しているところを、まず御理解をいただきたいと思います。

それから、議員御指摘のように、今、福祉分野も含めまして、様々な課題を抱えておりま

す。なかなか、全てに長けた副市長というのも、なかなか厳しいところでもあるんですけども、それぞれ執行部、各課長が一生懸命やっただいてますんで、そういう点では、また、総合的にですね、総合力で対応していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 全て、オールラウンドプレーヤーということはいきませんことは、十分わかってます。しかしながら、やはり、所管課、もうほとんど職員数がですね、全国的にも少ないうきは市の中で、大きな問題を解決していくためには、やはりトップの方針、それを補佐する副市長、こういう方々がやっぱり身近にどうするかということ、農業で言えば現場を地下足袋はいて知るということから始めていかないと、またやっぱり机上とは言いませんけど、今、実態がどうなのかということ、コロナも含めてですけど、推しはかかっていかないと、例えば、福祉の前では失礼ですけども、議員の皆さんは何人も感じてあると思いますけど、社協にお任せというふうな印象さえ議員の中でも私も多少思うんですけど、やはり今何をなすかということ、真剣に捉えていただきたいというふうに思っております。

そういうことで、これはもうお願いになりますけど、もしこれが同意されるとするならば、その点は1つですね、現実課題として取り組んでいただきますようお願いをしたいと思います。

ちなみに副市長は、議長のほうから、あとで御挨拶ということでございます。

自動車学校から4年間、非常に、人格が、副市長という市長の補佐役で表に出ないながらも、やっぱりしっかり支えてきたんだろうというふうに思いますんでですね、お願いが。

その挨拶の中でも結構ですが、この4年間のですね、通じてコロナ対策が今現実にありますけども、今の4年間見つめてきた副市長としてのうきは市の現状の課題、それから今後うきはがどうあって、どう取り組むべきかという、そういうコメントを最後にその場でいただければと思っておりますので、よろしくお願ひしときます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 副市長からですね、最後に発言の申し出がっておりますので、その時に今の言ったようなことを併せて、副市長のほうからお聞きしたいなというふうに思うところでございます。

ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1点だけでございます。

副市長の選任にありました執行部のほうの仕事の向上、最終的には、うきは市の向上に向けて選任されていることだろうと思っております。

私の考えるのには、ここに、副市長の制度というか、前は助役やったとですかね、民間経



験者やらは過去あったのか、これだけ厳しくなったら民間の方を副市長に採用すべきかどうか分かりませんが、そういった人材登用というのが今後必要になってくると思うんですけど、そこんとこどうお考えかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市長を補佐する副市長の選任については、いろんなパターンがあってもよろしかろうと思います。

うきは市としては、今まで民間の方を副市長でお迎えしたことはございませんが、他の自治体では——失礼しました、民間というか、失礼しました。今村副市長の前は、我が国初のシンクタンクということで吉岡副市長を4年間お迎えしました。シンクタンクが頭にあって、民間というのがあれだったんですが、我が国の民間の大きなシンクタンク、調査機関から、あれは全国初めてのケースで吉岡副市長をお迎えしたことがございます。

そういうことで、いろんなケースがあろうかと思いますが、先ほどから答弁させていただいてますように、しっかり過去から議員の皆さんの御指摘もしっかり踏まえて総合判断で今回御提案していることを御理解いただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ぜひ今後にありましてもですね、副市長に限らずですね、僕はやりにくくなると思ってるんですよ、そういった民間の方に入って、というのを考えると。その中でいいものを作っていくと、生き残りが厳しくなるのではなからうかと思っておりますので、ぜひとも今後何らかの形でそういった取組も必要だろうと思っておりますので、要望としてあげさせていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第27号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は同意することに決しました。

---

**日程第10. 議案第28号**

- 議長（中野 義信君） 日程第10、議案第28号監査委員の選任についてを議題とします。説明を求めます。高木市長。

- 市長（高木 典雄君） 監査委員の選任についてであります。地方自治体における監査機能のより一層の充実強化が大きな課題となっている中、うきは市役所において財政課長、総務課長、市長公室長等の要職を歴任し、その間、実に22年間の長きにわたり財政部局に勤務。退職した後は、平成30年4月から福岡県介護保険広域連合うきは・大刀洗支部事務長として3年間勤務、また、令和3年4月からは、同広域連合本部と支部間の橋渡し役である連絡調整員を務めております、地方行財政に優れた識見を有する石井好貴氏を選任させていただきたいと思っております。

御同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（中野 義信君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。4番、竹永議員。

- 議員（4番 竹永 茂美君） 石井さん個人についての問題ではありませんが、先ほど今、現状、広域連合の連絡調整員をされているということで、うきは市のほうから、運営費等が出ていると思いますが、これは利益相反とか、そういう法的な問題はないのか確認をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（中野 義信君） 高木市長。

- 市長（高木 典雄君） 先ほど御説明しましたように、今年の4月から、福岡県介護保険広域連合本部と支部が8つあるんですが、その橋渡し役である連絡調整員を務めているという御紹介をさせていただきましたが、今回この広域連合としては、初めてのポストでありました。石井氏のこれまでの3年間の働きが、本部によりますとですね、十分本部に評価されて、今、うちのうきは・大刀洗支部含めまして、8つの支部があるんですけども、なかなか本部と支部の意思疎通がうまくいってない中で、ぜひとも臨時的、というか、人事的な任用ではありますけれども、ぜひそういう調整役に務めてほしいということで、そういう役職に就いているというふうに思っています。

今回の提案に当たりましては、十分広域連合の本部とも調整をさせていただいて、この調整員という仕事が、何か課題が起きたとき、集中的にやる必要があるんですが、不定期的な

業務ゆえに、十分両立はできるというような見解もいただいておりますので、御提案をさせていただくものであります。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 繰り返しになりますが、広域連合も場合によっては監査の対象になると思うんですね。そうした時に、臨時的と言われましたが、連絡調整員をすることで、その監査委員の方が自分が務めている、あるいは出向という形になるのかわかりませんが、そこに監査に入るということは法律的に問題はありますかという確認です。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 広域連合については、全く一部事務組合というか、行政機関でありますので、監査対象ではないと、このように承知をしております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第28号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は同意することに決しました。

---

#### 日程第11. 議案第29号

○議長（中野 義信君） 日程第11、議案第29号公平委員会委員の選任についてを議題とします。

説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 公平委員会委員の選任についてであります。うきは市役所勤務経験者である田中鈴子氏、金融機関の理事長でいらっしゃる江口和規氏、それから社会保険労

務士の庄山清美氏の3名を選任させていただきたいと思います。いずれも人事及び労務管理の面におきまして豊富な知識と的確な判断力を有している方々であると考えております。

御同意を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 2点お尋ねいたします。

それぞれの方が立派な方だろうとは、市長の説明なりでわかったのですが、前任者の公平委員会の活動実績についてどのようなことがあったのか、前回全協でお尋ねしていましたので、お願いしたいと思います。

それから、公平委員会が、県なり、政令都市であれば、人事委員会の機能を、市町村段階で兼ねていると思いますが、うきは市の教職員に関わる公平委員会の管轄はどのようなものがあるのか。懲罰とか、いろんな不祥事に関わる内部告発とか、いろいろあるとは思いますが、その2点についてお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 公平委員会事務局長。

○公平委員会事務局長（佐藤 重信君） 公平委員会事務局長の佐藤でございます。よろしく願いいたします。

前回の、公平委員会の実績につきまして御説明します。

公平委員会につきましては、例年9月に、市長のほうに前年度における業務の状況について報告することになっております。一応この報告する際にですね、措置要求とか、審査請求があった場合のみ、そういった会議を開催するようになっておりますけど、そういった過去に実績がございませんでしたので、9月の公平委員会については開催を行っておりません。

3月の下旬に、公平委員会の開催をしております。こちらにおきましては、職員の退職及び採用、あとは懲戒処分等についての報告を人事——総務のほうからございまして、それについての意見、質疑応答が行われております。ですから、実績につきましては3月の公平委員会がこれまでの実績、毎年1回ですね、開催という形になっております。

○議長（中野 義信君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 公平委員会の役割というのが、そもそも、職員の給与であるとか勤務時間、そのほか、勤務条件に関して職員から措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を行うということになりますので、教職員に関しては、県の公平委員会に当たるものがそういった対応を行うものだというふうに認識をしておりますけど、また改めて確認をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第29号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は同意することに決しました。

---

### 日程第12. 議案第30号

○議長（中野 義信君） 日程第12、議案第30号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 教育委員会委員の任命についてですが、現在山積する教育課題に適切に対処していくため、県内高等学校において校長を歴任され、また現在うきは市商工会事務局長でもあり、多方面にわたり経験豊富で特に教育等に識見を有する平位秀俊氏を教育委員会委員に任命することで、提案させていただきたいと思えます。

御同意を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 平井先生についても、人物について問題はないと考えますが、ここ数年と申しますか、教育委員で、教職関係者として、中学校、高校の先生が多いと思えますが、小学校の教員OBでなられたのは何年前になるのでしょうか。

また、今回、小学校の採用についてはどのようなお考えであったのか、分かる範囲、答えられる範囲でお答えをお願いします。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、議員のほうから、教育機関御出身の教育委員の前歴等について、小学校の先生、中学校の先生、高等学校の先生、過去の経緯について、御指摘がありました。が、今ちょっと手元に持ち合わせがありませんので、またちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 補足をさせていただきます。

直近では、平成24年5月から平成28年5月にかけて、小学校OBの方に教育委員をお願いしている経過もございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。6番、鍮水議員。

○議員（6番 鍮水 英一君） 平井先生、多分ですね、来年の5月までが商工会の任期だと思います。それで、商工会の事務局長というのは、常勤でございます。それでこれ、教育委員になられると、ダブって兼職が務まるのかどうか、その辺はお考えはどんなでございましょうか。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、他の教育委員についても、レイマンコントロールというか、民間から教育委員になられた方が複数いらっしゃいますが、そういう方についても、定職をお持ちで、教育委員を務めていただいていますんで、私としては支障はないと、このように思っているところであります。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 全体的なこの人事異動につきまして、教育委員も含めまして、私、監査のほうをしておりますけれども、今回近藤監査委員が4年で退任でございますが、やはりうきは市の内部事情、いろんなことを把握してやっとうきは市の監査委員になられたなどと思った矢先に代わるということが非常に惜しく感じるわけですが、例えば、今村副市長にいたしましても、うきはを非常に把握をさせていただいて、今からますます力を発揮していただくというときに、1期で辞めるということが非常に私も惜しく感じます。

できるならばですね、2期ぐらい務めていただきたいという思いがありますが、行政のお考えとして、事情で辞めるということであれば、非常に仕方ありませんが、お願いを前向きにさせていただくような方向の考えをさせていただくという思いで発言をいたしております、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 教育委員の任命についてということが、ちょっと議題になっておりますので、それ全体的ということじゃなくして、このことについてお願いしたらというふうに思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第30号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は同意することに決しました。

以上ですべての議案の審議が終了しました。

上野議員から話がありますが、それはまた別のところでお願いしたいと思えます。

ここで、副市長から挨拶の申出がありますので、これを許します。今村副市長。

○副市長（今村 一朗君） 貴重な時間をいただきありがとうございます。

6月1日付けで任期が満了し、退職するに当たり、一言挨拶を申し上げます。

南に耳納連山、北に九州一の大河筑後川に囲まれたうきは市は、風光明媚な自然環境と白壁の町並みなど、歴史的な資産、豊富な地下水に恵まれております。私が小学校の時に教えていただいた「故郷」という歌の3番に出てくる、「いつの日にか帰らん 山は青き故郷 水は清き故郷」そのぴったしの街じゃないかなと考えておりました。その大好きな歌と重なるこの街で、4年間副市長として勤務させていただきました。たくさんの方と出会い、さまざまな経験をさせていただき、いろんな方に支えられて職務に専念することができたことを、深く感謝しております。

私たちを取り巻く社会情勢は、日々大きく変化をしております。市役所に対するいろんな要望やニーズについても、やはり皆さんの価値観も違ってまいりますので、仕事のやり方もこれまでどおりではいけないというふうに考えながら、仕事をしてきたところでございます。こういった社会の変化は、これからますます加速していくものだろうというふうに考えております。

私は、仕事をするに当たって、1つ大きなものを、過去からずっと心の中にとめているものがあります。それは、ダーウィンが言われました「進化論」の中に、生き残る者という1つの項目がございまして、「生き残る者は、賢い者でもなく強い者でもない。変化する者である」というような進化論の中の言葉からそういうものがございまして。私たちの社会がいろいろ変わっていく中で、市役所の仕事もやはりその時代の要請に応じて変わっていかなければならないと、そういうふうを考えて仕事をしてまいりましたし、これからもそうあってほしいなというふう考えております。

そういう中で、仕事をするに当たっては、先を読み、早目の対策を講じることを心がけて参りました。4年間を振り返ってみますと、少子化や都市部への人口の流出による人口の減少、その歯止め。それから、地域活性への再生など、うきは市の抱える課題の解決、解消に努めてまいりました。私として十分な成果を上げることができなかつたところもあり、まだ継続中の事業もいくつかございます。また、昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大が現在も続いております。さらに、3回目の緊急事態宣言を迎えようかとしている中で副市長の職を退くということについては、大変申し訳ないというふうに思っております。

最後になりますけれども、うきは市のさらなる発展、それから議員の皆様の御活躍、そういったものを祈念して、退職の挨拶とさせていただきます。

6月1日まで任期がございまして、最後の1日までしっかり職務を全うさせていただきたいというふうに考えております。うきはは自動車学校の勤務を含め、6年2か月間大変お世話になりました。どうもありがとうございました。

○議長（中野 義信君） 続いて、市長からの挨拶の申出がございまして、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議長のお許しをいただきましたので、令和3年第2回うきは市議会臨時会閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

本日は、限られた時間ではありましたが、慎重なる御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表す次第でございます。おかげをもちまして、すべての議案、御承認等賜り厚くお礼を申し上げます。

御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し検討いたしまして、今後の市政運営に当たり、心して努めたいと存じます。

特に、人事案件につきましては、副市長を含めまして6名の委員について御同意をいただきました。退任される今村副市長にあつては、自動車学校校長として2年2か月、副市長として4年の長きにわたり、要職に就いていただき、うきは6次産業化研究開発・事業化支援センター、うきは夢ラボの建設や、古民家等の再生、さらにはうきはレインボーファームの



発展等、市政発展のために大変御尽力をいただきました。特に職員の人材育成や労働環境整備への積極的な取組など、組織体制の確立に寄与していただいたところであります。今村副市長には、長い間大変お疲れさまでした。そしてありがとうございました。

また、近藤監査委員、公平委員会の鎌水委員、熊野委員、教育委員会の西見委員におかれましても、長きにわたり、うきは市のために大変な御尽力をいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。今回御承認をいただいた新体制のもと、先の議会で述べさせていただきました施政方針に基づきながら、新たな気持ちで行政運営に邁進したい所存であります。議員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻を賜りたいと存じます。

さて、日増しに暖かくなり、初夏の訪れを感じられる季節となりました。議員の皆様におかれましても、御多忙のことと存じますが、何卒御健勝で、市政発展のため御尽力いただきますよう心から祈念申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。お疲れさまでした。

○議長（中野 義信君） 報告します。

6月定例会の開会日を、6月11日金曜日開会を予定しておりますので、報告しておきます

これを持ちまして、令和3年第2回うきは市議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

○局長（高瀬 政嗣君） 起立、礼。お疲れさまでした。

---

午前11時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和      年      月      日

議 長    中 野 義 信

署名議員    江 藤 芳 光

署名議員    伊 藤 善 康